

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

（宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の嘱託が行われません。）

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 4 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 早 志 英 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 20 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 8 月 26 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7 年 8 月 29 日 午前 10 時 00 分 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7 年 9 月 18 日 午後 3 時 00 分 広島地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 2 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 2 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2,199,000 1,759,200	一括	440,000	17,342	5,000
1	858,000				
2	1,341,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 広島市安芸区矢野東二丁目
 地 番 1 番 1 2 7
 地 目 山林
 地 積 6 2 平方メートル
 (現況)
 地 目 宅地

- 2 所 在 広島市安芸区矢野東二丁目 1 番地 1 2 7
 家屋 番号 1 番 1 2 7
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 3 3 . 9 6 平方メートル
 2 階 2 7 . 3 2 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7 年 6 月 20 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 早 志 英 二

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-------------------------|------------------|
| 1 | 所 在 | 広島市安芸区矢野東二丁目 | |
| | 地 番 | 1 番 1 2 7 | |
| | 地 目 | 山林 | |
| | 地 積 | 6 2 平方メートル | |
| | (現況) | | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| 2 | 所 在 | 広島市安芸区矢野東二丁目 1 番地 1 2 7 | |
| | 家屋 番号 | 1 番 1 2 7 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 3 3 . 9 6 平方メートル |
| | | 2 階 | 2 7 . 3 2 平方メートル |



令和 6年(ヌ)第 70号
令和 7年 3月 7日受理
令和 7年 5月 29日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所

執 行 官 徳 田 求

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 広島市安芸区矢野東二丁目
 地 番 1 番 1 2 7
 地 目 山林
 地 積 6 2 平方メートル

- 2 所 在 広島市安芸区矢野東二丁目 1 番地 1 2 7
 家屋 番号 1 番 1 2 7
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 3 3 . 9 6 平方メートル
 2 階 2 7 . 3 2 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	広島市安芸区矢野東二丁目1番15-2号	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項		
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者)	(以下は、令和7年5月24日に聴取した。) 1 この土地建物は、私の所有で、私が使用しています。 2 現在は、引っ越し中で、競売で売却できるまでには、中の物をすべて搬出するつもりです。 3 雨漏りはありませんが、床にたわみがあったり、床が傾いているところ（建物自体の傾きはないと考えている）があります。 4 私の考えでは、隣（地番1番126に所在する建物）の軒が、私の土地に出ているように思いますが、隣の人はいないと主張しています。 以上

執行官の意見
■ 1 物件1の土地は、南西側の市道（安芸4区11号線）及び水路を介して南東側の市道（安芸4区241号線）に接している。 2 債務者の主張では、隣地（地番1番126）に所在する建物の軒が、物件1の土地に越境しているとのことであるが、実際に、同建物と物件2の建物の軒は、一部接触する形となっており（写真④）、どちらかが越境していると思われるが、境界が不分明のため、どちらが越境しているかは確定できない。ただし、法務局備付けの建物図面等の縮尺により現地に当てはめると、物件1の南東側部分の隣地との境界はレンガ部分あたりまで（写真⑤）と思われる。 3 物件2の建物の南東側1階部分の軒が、水路上に越境している（写真⑥）。 以上

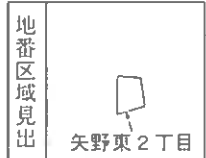
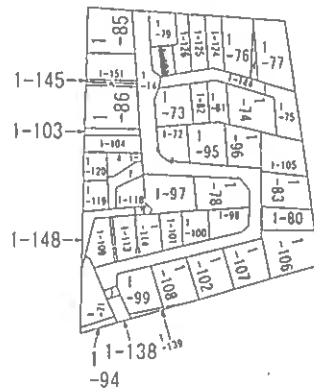
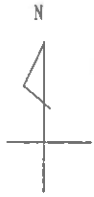
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年3月15日 (土) 10:10—10:20	物件所在地	物件の同一性確認、占有調査 外観写真撮影
令和7年4月11日 (金) 12:00—12:15	広島法務局	公図等の交付申請
令和7年4月17日 (木) 16:10—16:30	東部市税事務所	間取図面の交付申請
令和7年4月18日 (金)	当庁	貸借関係の照会書発送 (切手220円分使用)
令和7年5月24日 (土) 9:40—10:10	物件所在地	立入調査 写真撮影
令和 年 月 日 () : - :		
令和 年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

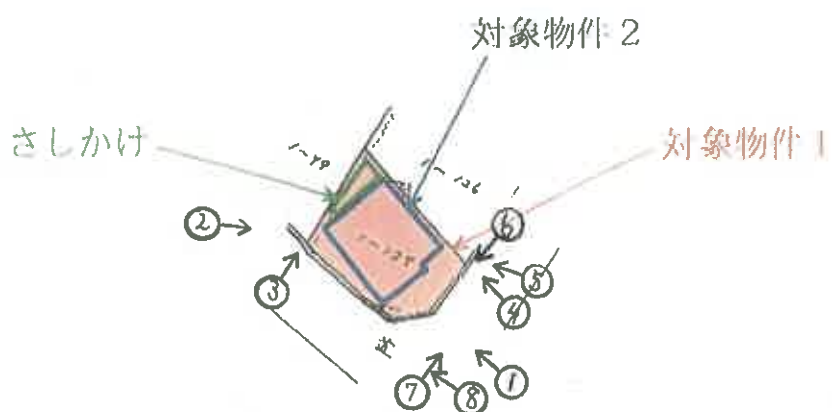
縮小(A3→A4)

1-112 1-116 1-121 1-147 1-93
1-115 1-117 1-146 1-87 1-219 1-220



請求部	所在	広島市安芸区矢野東二丁目				地番	1番127			
出力縮	縮尺不明	精度分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日	昭和50年2月				備付年月日 (原図)		補記事項			

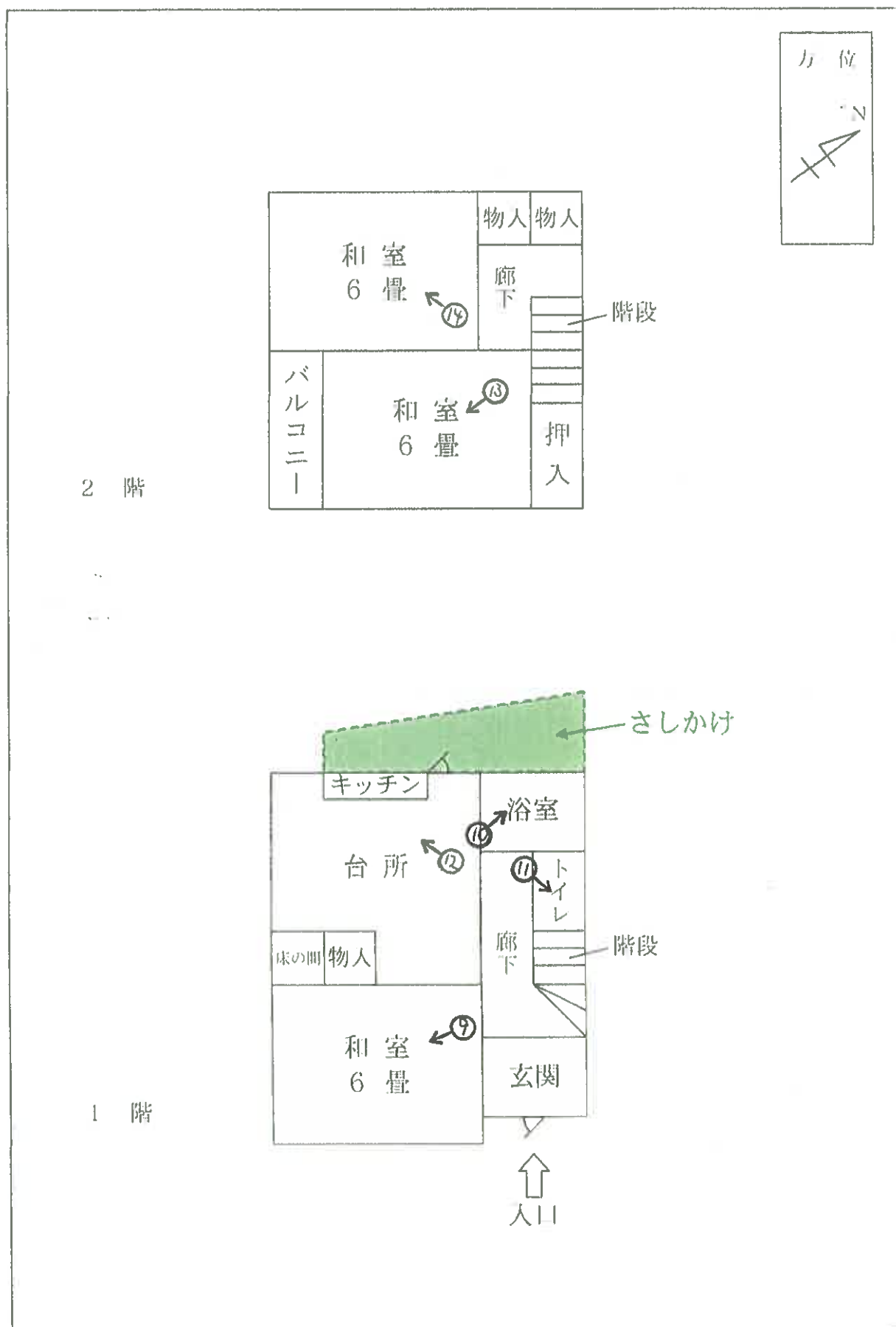
土地建物位置関係図



(註) およその建物の配置を図示したものである。

備考：当該図面は管轄法務局備付の建物図面を複写のうえ、加筆して作成したものである。正確性を保証するものではない。

間取図



写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



境界辺りのレンガ

写真⑥



写真⑦



接道

写真⑧



接道

写真⑨



写真⑩



写真⑪



写真⑫



写真⑬



写真⑭



令和 6 年 (又) 第 70 号
令和 7 年 5 月 24 日現地調査
令和 7 年 5 月 27 日評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

小 川 和 夫

第1 評価額

一括 価 格	
金 2,199,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 858,000円
物件2 (建物)	金 1,341,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	広島市安芸区矢野東二丁目 1 番 1 2 7 山林 62m ²	宅地
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	広島市安芸区矢野東二丁目 1 番地 1 2 7 1 番 1 2 7 居宅 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1階 33.96m ² 2階 27.32m ² 延べ 61.28m ²	同左
番号	特記事項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	最寄バス停「町立図書館入口」の南西方・直線距離約 90m (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	付近は、傾斜状の地勢のなかで、一般住宅、共同住宅等が見られる地域となっている。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第一種住居地域 60% 200% なし 宅地造成等工事規制区域、土砂災害警戒区域	
画 地 条 件	規模 62 m ² (登記上)	間口 約 4 m 奥行 約 10 m 形状 ほぼ台形 接面状況 角地 その他 概ね地勢平坦（但し、北西側に法面部分を有する。なお、地域的な地勢は傾斜がある。）	
接面道路の状況	南西側 約 4 m 南東側 約4m(但し側溝を含む)	舗装 市道 舗装 市道	高低差 画地が約0~1m高い 高低差 画地は、側溝を介してやや低く接面する。
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は一般住宅 目的外建物 なし		
供 給 処 理 施 設	上 水 道	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり あり（但し、担当課でヒアリングしたところ、北方の隣地等を介して引込みしている。） ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスと言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり 所有者の陳述では引込みがあるとのことであった。（なお、広島市のネット情報ではキャップ止めの状態となっている。） ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用水道等はこれに含まれない。但し、農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。

特 記 事 項	・広島市の担当課で文化財についてヒアリングしたところ、かつてあった周知の埋蔵文化財「西崎東古墳」に近いので、開発等の際には協議が必要となる可能性があるとのことであった。 ・広島県のハザードマップをみると高潮浸水想定（想定最大）30cm以上50cm未満のラインにかかっている可能性があるが、詳細は不明である。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：昭和 47 年 7 月 21 日 新築 経 過 年 数：約 53 年 経済的残存耐用年数：約 0 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： 吹付等 内 壁： 砂壁等 天 井： 木製等 床： タタミ等 設 備： 電気、給排水、衛生等 その他： _____
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・吹付アスベストやアスベスト含有建材が使用されているリスクが全くないとはいえない。（但し、現にアスベスト使用があるか否かを確定するためには、別途、調査会社による専門的な調査を要する。） ・相当の老朽化等が進んでおり、クラック等も認められる。 ・現況調査報告書の3枚目 執行官の意見2及び3に記載のとおり、「越境について」は買受希望者は注意を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	76,300	0.80	62	0.90	1	3,406,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員約4m舗装市道にほぼ等高接面する地積約150㎡程度のほぼ整形な中間画地とした。

地価調査価格（海田（県）-1）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円) a×b×c×d
102,000	$\frac{101}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{135}$	76,300

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考慮のうえ査定した。

イ 個別格差：

角 地	1.03
災害発生危険性 (土砂災害警戒区域等)	0.95
規模小	0.95
地 勢	0.96
道路との高低差	0.96
供給処理施設	0.95
形 状	0.98
相乗積	0.80

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分：共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	170,000	61.28	0.05	1	521,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
53 年	0 年	53 年

残価率	観察減価
5 %	0 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.05$$

エ 持 分：共有持分 (完全所有権の場合は 1 と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	3,406,000	0.55 法定地上権	1,873,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 55 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	3,406,000	- 1,873,000		0.80	0.70	858,000
2	521,000	+ 1,873,000	1.00	0.80	0.70	1,341,000
一括価格 (合計)						2,199,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：アスベストのリスク、不明事項のリスク等を考慮して減価した。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（海田（県）-1）

所 在 : 安芸郡海田町三迫一丁目1084番17「三迫1-15-16」
価 格 : 102,000円/㎡
位 置 : JR「海田市」駅 南東方 道路距離 約2.7kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 229㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 北側4.6m市道
用 途 指 定 等 : 第一種低層住居専用地域（建蔽率50%、容積率100%）
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ高台の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1	2,578,952 円	（1㎡当たり 41,596 円）、	課税地積	62.00 ㎡
物件2	808,978 円	（1㎡当たり 13,201 円）、	課税床面積	61.28 ㎡

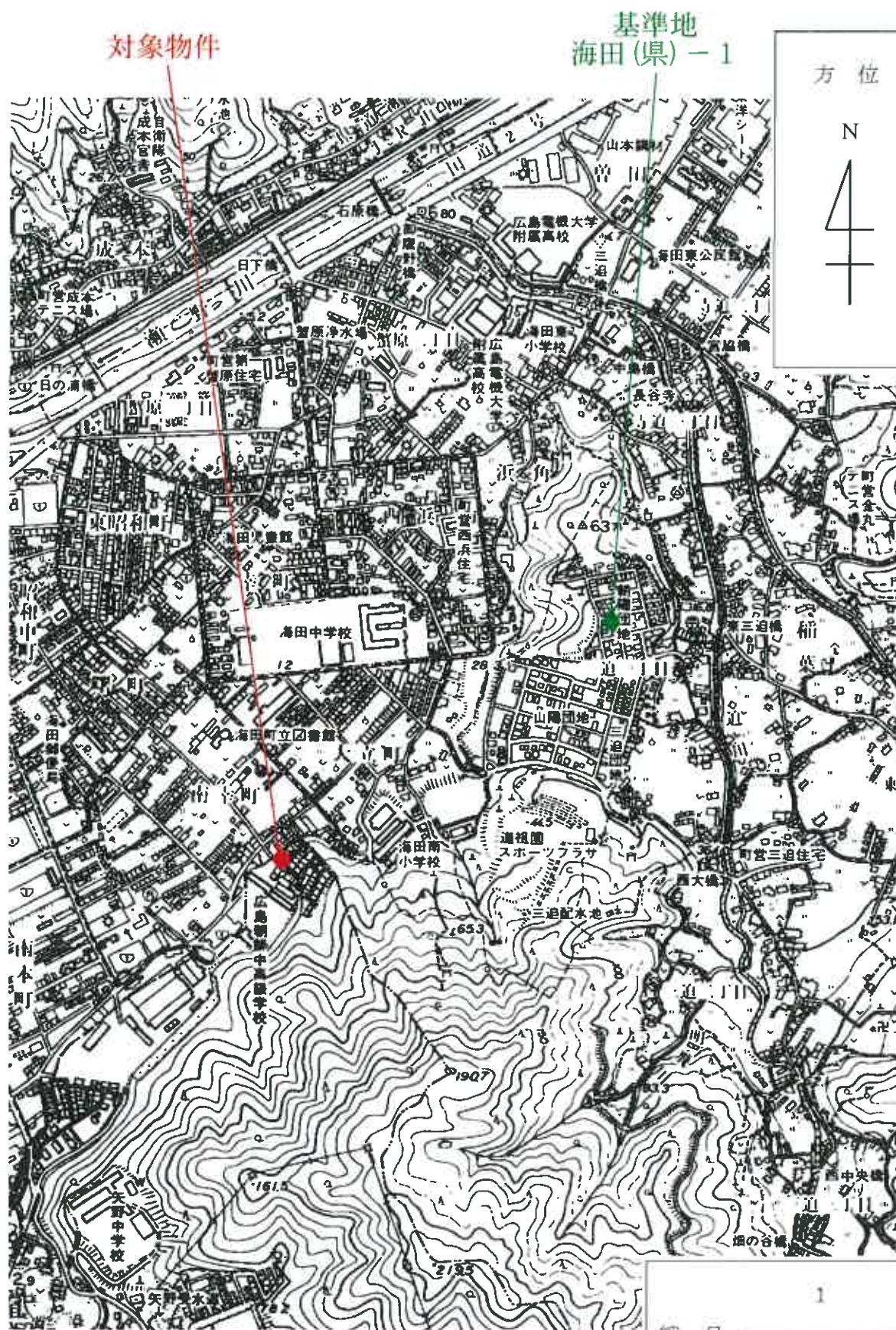
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（広島市「白図」縮尺 1/10,000及び1/20,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図（見取図）

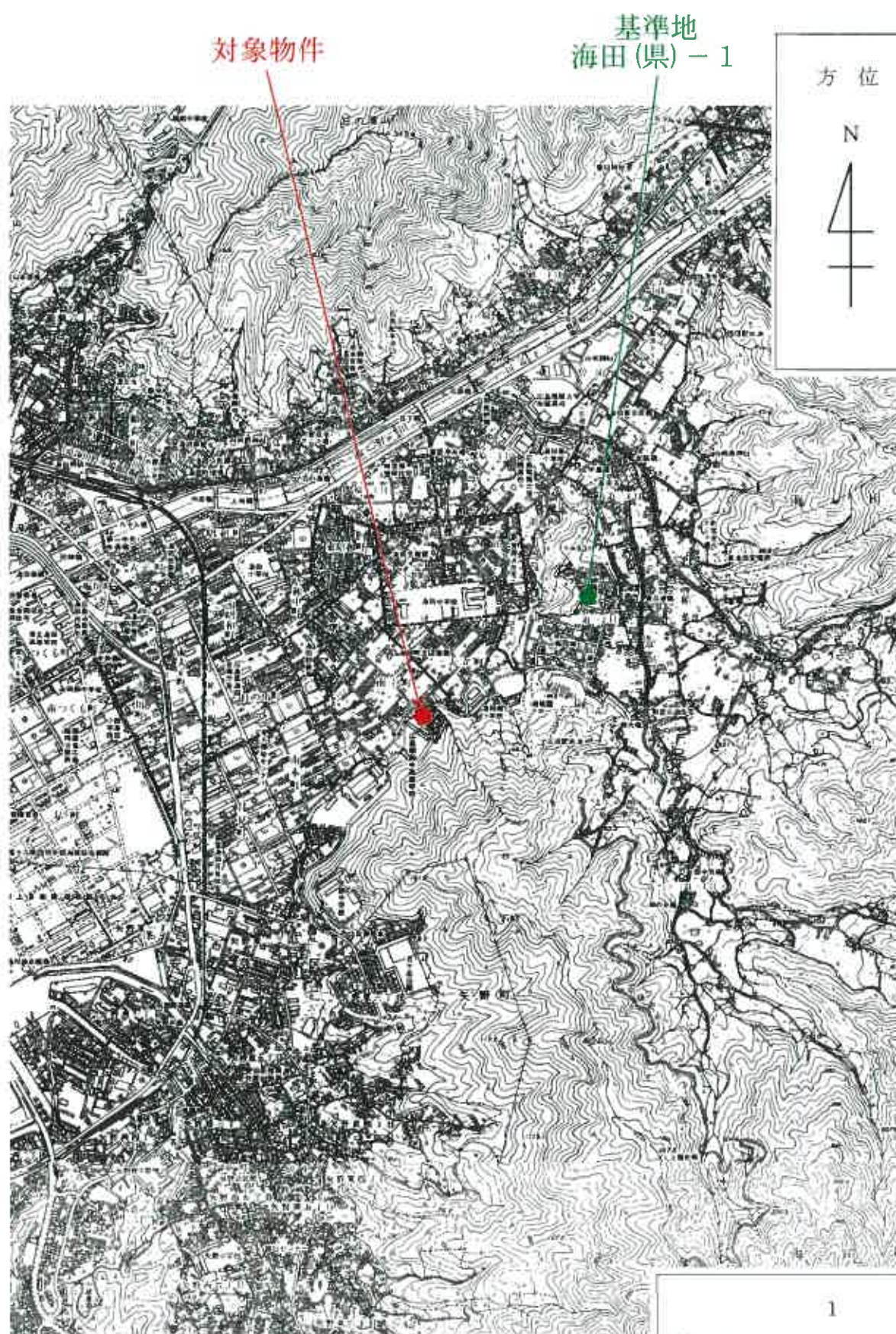
以 上

位置図



備考：当該図面は広島市役所発行の白図を複写して
作成したものである。

位置図

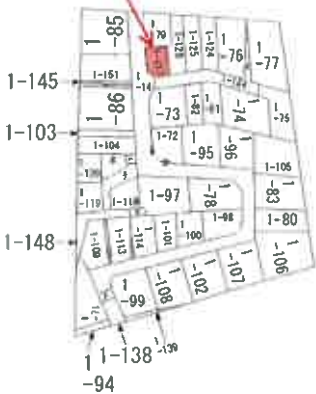


備考：当該図面は広島市役所発行の白図を複写して作成したものである。

イ 1-112 ハ 1-116 ホ 1-121 ト 1-147 リ 1-93 1-220
ロ 1-115 ニ 1-117 ヘ 1-146 テ 1-87 ス 1-219



対象物件



請求部	所在	広島市安芸区矢野東二丁目				地番	1番127			
出力尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日	昭和50年2月				備付年月日(原図)		補記事項			

(注) 当該図面は、管轄法務局備付けの図面をA3版をA4版へ縮小コピーして作成したものである。

1536161

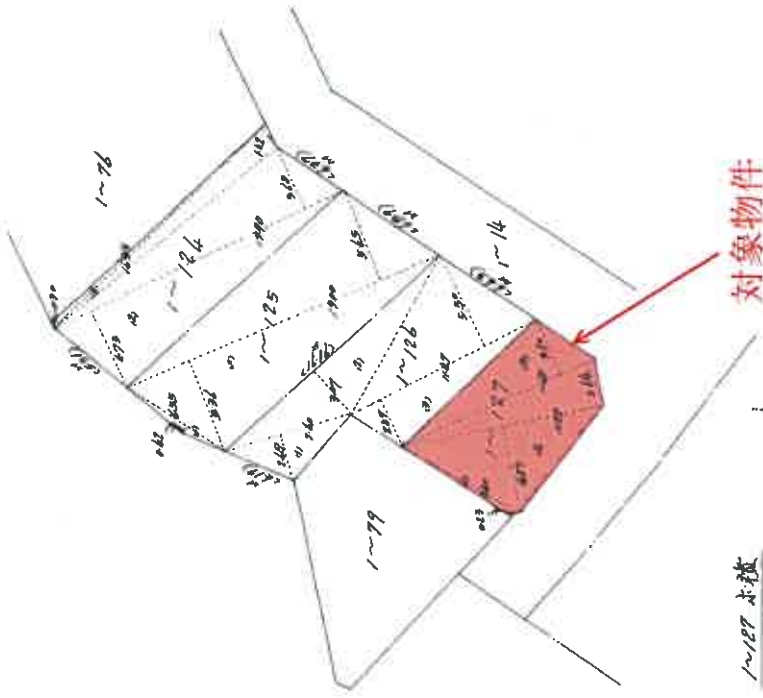
番	1~126. 1~125. 1~126. 1~127
土地の所在	広島県安芸郡高田町一丁目 安芸市家前町西町一丁目

地積測量図

S47.6.16 ③1-77
②1-78, -124~127
①1-79, -124~127

昭和47.6.16 4

作製年月日	昭和47年6月15日
作製者	
申請人	



1~126 求積
1) $\frac{126.1 \times 126.2}{2} = 7951.0$
2) $\frac{126.3 \times 126.4}{2} = 7951.0$
合計 15902.0 m²

1~125 求積
1) $\frac{125.1 \times 125.2}{2} = 7751.0$
2) $\frac{125.3 \times 125.4}{2} = 7751.0$
合計 15502.0 m²

1~126 求積
1) $\frac{126.1 \times 126.2}{2} = 7951.0$
2) $\frac{126.3 \times 126.4}{2} = 7951.0$
3) $\frac{126.5 \times 126.6}{2} = 7951.0$
合計 23853.0 m²

1~127 求積
1) $\frac{127.1 \times 127.2}{2} = 8051.0$
2) $\frac{127.3 \times 127.4}{2} = 8051.0$
3) $\frac{127.5 \times 127.6}{2} = 8051.0$
合計 24153.0 m²

縮尺	1/300
----	-------

(広島県土地家屋調査士会 用紙)

(註) 当該図面は、管轄法務局備付けの図面をA3版をA4版へ縮小コピーして作成したものである。

(1) 平成23年1月19日

この図面に記録されている土地の全部又は一部についてその所在又は地番が変更された旨上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日付である。

(2) 平成27年9月28日

平成23年1月19日付けの記録事項を抹消

3534037

家屋番号

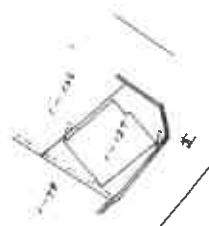
1 ~ 127

建物の所在

広島市安芸区矢野東二丁目
広島市安芸区矢野東二丁目 1番地127

建物図面

昭和47年7月3日	作製年月日
作製者	
申請人	



(広島県土地家屋調査士会 用紙)

縮尺	1 / 500	1 /
----	---------	-----

(註) 当該図面は、管轄法務局備付けの図面をA3版をA4版へ縮小コピーして作成したものである。

登記年月日：昭和47年8月4日

3534088

1 ~ 127

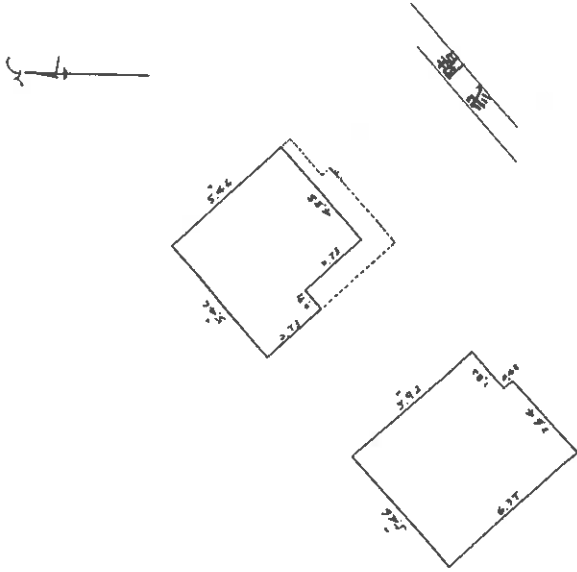
広島市安芸区矢野東二丁目
~~安芸郡大野町~~ 西崎平 / 番地127

家屋番号

建物の所在

N47.8.4

各階平面図



床面積

和室 5.2 x 6.2 = 32.24㎡
洋室 5.2 x 6.2 = 32.24㎡
計 64.48㎡

式階

2.2 x 2.2 = 4.84㎡
2.2 x 2.2 = 4.84㎡
計 9.68㎡

昭和47年8月4日
作製年月日

作製者

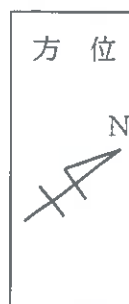
申請人

(広島県土地家屋調査士会 用紙)

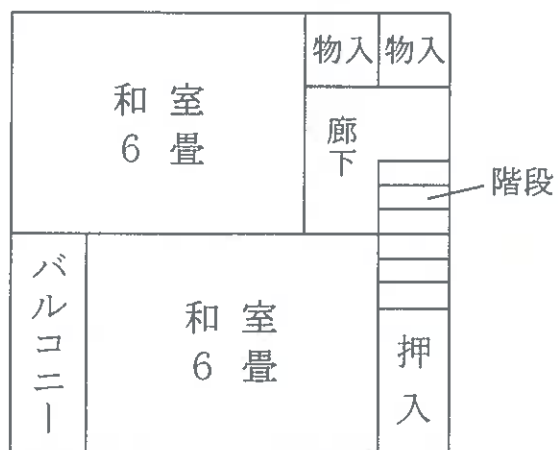
縮尺 1 / 1

(註) 当該図面は、管轄法務局備付けの図面をA3版をA4版へ縮小コピーして作成したものである。

間取図



2 階



1 階

